「**第三者の行為による傷病届」に係る必要書類等について**

１．提出書類

**（国保被保険者証を使用した方が被害者となります）**

　（１）第三者の行為による傷病届（交通事故以外）その１　その２

（２）念書

　（３）誓約書（交通事故以外）

（４）事故発生状況報告書（交通事故以外）

　（５）被害届受理番号自認書

※　傷害事故等の医療費は、本来、相手方が負担することになります。

しかし、保険証を使用し治療を受けることで、国民健康保険にて医療費を

一時的に立替え払いしていることになります。

この書類は、今後、相手方に国民健康保険で立て替えた医療費を請求する

ために必要な書類となりますので、事故日から２か月以内に提出して下さい。

また、被害者と加害者で示談が成立してしまうと医療費を加害者に請求でき

ない場合がありますので、示談をする前に必ず相談してください。

問い合わせ先

旭市役所保険年金課

国民健康保険班

TEL：０４７９－６２－５３３１